国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （事務） 第６条　自己点検・評価に関する事務は、企画課が、部会又は評価実施主体を所掌する事務組織の協力を得て、処理する。 別表第３(第４条関係) 施設整備に関する自己点検・評価 ［別紙参照］	本則 （事務） 第６条　自己点検・評価に関する事務は、総務・経営企画部企画課が、部会又は評価実施主体を所掌する事務組織の協力を得て、処理する。 別表第３(第４条関係) 施設整備に関する自己点検・評価 ［別紙参照］	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別表３（第４条関係）
施設整備に関する自己点検・評価

評価実施主体	評価実施主体の責任者	評価対象事項	評価基準	実施頻度
施設整備委員会	理事（学術・研究担当）	1. 施設・設備の整備状況	・施設・設備を計画的に整備しているか ・施設・設備について安全性が配慮されているか	毎年度
大学情報委員会	理事（学術・研究担当）	1. 情報設備の整備状況	・文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、情報設備が適切に整備されているか	毎年度
図書館商議会	図書館長	1. 図書館設備の整備状況	・文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、図書館設備が適切に整備されているか。	毎年度
業務運営部会	理事（総務・経営企画担当）	1. 施設・設備の整備状況	・教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されているか	教育課程に変更があるとき、ただし、前回の認証の受審の時から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに１回以上